

施策 21 農林業の振興

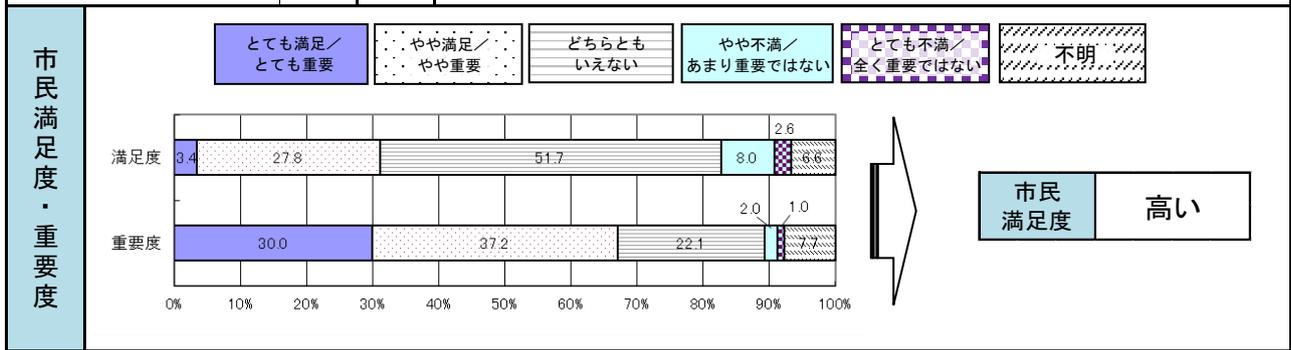
評価責任者名	農林部長 長澤 秀則
評価シート作成者名	農林部次長 藤澤 忠範

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
農業者, 林業者	安定した生産所得が得られる, 新たな農業の担い手の確保が図られる, 生産性の向上が図られる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
農業総生産額	↗	百万円	
林業総生産額	↗	百万円	
新規就農者数	↗	人	
農用地の利用集積面積	↗	ha	



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
経営力・生産意欲の向上と後継者の育成	20	50	10	20	50	10	20	やや小さい
生産基盤の整備	20	50	10	20	50	10		

【取組内容と成果】

<取組内容>

- ・ 担い手への農地の利用集積促進や、農業経営の効率化と安定化に努めたほか、「農業支援マネージャー」の配置などにより担い手の育成・確保に努めた。
- ・ 安全・安心な食料への消費者ニーズの高まりに応え、米やりんごの減農薬・減化学肥料による栽培を促進するほか、「盛岡市農業まつり」などを通じ、地域農畜産物の販売促進に努めた。
- ・ 農業用水路などの農業施設の維持管理や、農村地域の生活環境の保全に向けた地域一体となった取組を推進した。また、国の中山間地域等直接支払事業を活用し、耕作放棄の防止と農地の多面的機能の維持・確保に努めた。
- ・ 地域特産物として短角牛、アロニア、行者にんにくなどの生産及び消費拡大を推進したほか、産直活動や都市・農山村交流を活発化するとともに、農山村地域の活発化に努めた。また、ユートランド姫神、都南つどいの森、外山森林公園、蕨川体験農園などにおいて、農林業体験イベントを開催するなど、グリーンツーリズムを推進した。
- ・ 盛岡市食育推進計画に基づき、農業分野において食料と農業についての知識啓発を行った。
- ・ 食料自給率の向上のため、農業委員会等と連携し、耕作放棄地の解消に向けて取組を行った。
- ・ 6次産業化事業の一環として、地場農畜産物の高付加価値化と販路の開拓に努めた。
- ・ 経営所得安定対策を活用した飼料用米や加工用米など新規需要米の生産拡大を図るとともに、農地の有効利用に努めた。
- ・ 健全な森林の育成を促進するとともに、「市産材流通推進アクションプラン」に基づき、市産材の安定供給と地域林業の活性化に取り組んだ。

<成果>

- ・ 農業総生産額は平成25年度と比較し98.4%、林業総生産額は25年度と比較し210.2%であった。
- ・ 農業の新規就農者数や農用地の利用集積面積が増加した。
- ・ 市民等に森林・林業の重要性や森林環境保全に対する意識の向上が図られた。
- ・ 農道の整備率、用排水路の改修率・更新率が上昇した。
- ・ 森林整備計画に適合した適正な伐採が行われた。
- ・ 山林の境界が明確になったことにより、山林所有者の財産管理に対する意識が高まった。

【成果を押し上げた要因】

- ・ 多くの市民や林業関係者が参加する市民育樹祭及び緑の募金活動において、森林・林業の重要性を周知した。
- ・ 地権者等の協力が得られたことから、農道の整備や用排水路の改修等が進んだ。
- ・ 伐採業者等から理解と協力が得られたことから、森林整備計画に適合した伐採を進めることができた。
- ・ 山林所有者による境界立会いがスムーズに行われ、筆界未定地が発生しなかったことから、山林の境界の明確化が進んだ。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

「農用地の利用集積面積」については、「貸し手」と「借り手」のマッチングがうまくいっていない部分があるとともに、中山間地域の集積の進捗率が低くなっている。

【これからの課題】

県内最大の消費地である地域特性を生かした都市型農林業の展開と、持続可能な農林業による食料自給体制の強化や資源循環型社会の実現に向けて、次の課題がある。

- ・ 高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域における「人と農地の問題」への対応
- ・ 農業基盤施設の整備促進及び長寿命化等の適正な維持管理
- ・ 経営所得安定対策や中山間地域等直接支払制度等の活用
- ・ 減農薬、減化学肥料による特別栽培など環境保全型農業の推進
- ・ 農商工連携や6次産業化、ブランド化による農畜産物の高付加価値化と販路拡大、産直施設の経営強化への支援
- ・ 有機物資源活用施設の有効利用の推進
- ・ シカなど新たな有害鳥獣被害への対策の強化
- ・ 市産材利用拡大による地域林業の活性化と健全な森林の育成
- ・ 松くい虫被害地域の拡大阻止
- ・ 原子力発電所の事故に伴う放射能物質拡散への対策

【改革改善案】

- ・ 「もりおかの食と農バリューアップ推進事業」により、推進戦略の作成や生産者が効果的に6次産業化に取り組めるよう加工製造業者、飲食業等との異業種連携や販路拡大に係る支援、魅力発信に取り組み、盛岡産農畜産物の高付加価値化と本市農業の振興を図る。
- ・ 親元就農給付金制度やもりおか短角牛肥育農家への補助制度等により、担い手の育成・確保を図る。
- ・ 地権者等の協力を得て、農道の整備や用排水路の改修等を進める。
- ・ 豊富な森林資源の循環利用を図るため、担い手の育成・確保、再造林の推進、市産材の利用拡大等を推進する。
- ・ 多くの市民や林業関係者が参加する市民育樹祭及び緑の募金活動において、森林・林業の重要性を周知する。
- ・ 伐採業者等から理解と協力を得て、森林整備計画に適合した伐採を進める。
- ・ 山林所有者による境界立会を行い、筆界未定地を減少させることで、山林の境界の明確化を進める。

【各主体に期待する役割】

○ 市

持続的な農林業の発展のため、国・県・市が一体となって支援していく必要がある。

○ 国・県・他自治体

持続的な農林業の発展のため、国・県・市が一体となって支援していく必要があるが、その中でも国策に頼る部分が大きいので、国の役割には期待する。

○ 市民・NPO

都市と農山村との交流のためには、NPOや市民の参画が必要である。また、農林産物の消費の面では、消費者の理解が必要とされ、市民が地域農業を支えていく必要がある。

○ 企業・その他

生産性・収益性の高い農林業経営のため、農業者、農業協同組合、土地改良区等の農業者組織や林業者、森林組合等が経営努力をしながら、それぞれの役割を果たしていく必要がある。また、農林産物の流通においては、企業の理解が必要である。

(余白)

施策 22 商業・サービス業の振興

評価責任者名	商工観光部長 沼田 秀彦
評価シート作成者名	商工観光部次長 村上 淳

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
商店街等の団体	商店街ににぎわいが創出されること。
流通業者	効率的なモノの流れが促進されること。
サービス業者	多様なサービスを提供すること。

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移										
卸・小売の年間販売額	↗	億円											
サービス業の事業所数	↗	事業所											
市民満足度・重要度	<table border="1"> <tr> <td>とても満足 / とても重要</td> <td>やや満足 / やや重要</td> <td>どちらともいえない</td> <td>やや不満 / あまり重要ではない</td> <td>とても不満 / 全く重要ではない</td> <td>不明</td> </tr> </table>		とても満足 / とても重要	やや満足 / やや重要	どちらともいえない	やや不満 / あまり重要ではない	とても不満 / 全く重要ではない	不明					
	とても満足 / とても重要	やや満足 / やや重要	どちらともいえない	やや不満 / あまり重要ではない	とても不満 / 全く重要ではない	不明							
<table border="1"> <tr> <td>満足度</td> <td>3.7</td> <td>24.9</td> <td>32.7</td> <td>23.0</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>重要度</td> <td>26.5</td> <td>37.6</td> <td>22.4</td> <td>3.2</td> <td>8.4</td> </tr> </table>		満足度	3.7	24.9	32.7	23.0	8.6	重要度	26.5	37.6	22.4	3.2	8.4
満足度	3.7	24.9	32.7	23.0	8.6								
重要度	26.5	37.6	22.4	3.2	8.4								

市民満足度 やや低い

【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
魅力ある商店街の形成支援	40	0	20	40	40	16	35.5	やや大きい
ロジスティクス機能の充実	45	5	0	50	30	13.5		
多様なサービス業の振興	20	0	0	80	30	6		

【取組内容と成果】

「第2期盛岡市中心市街地活性化基本計画」の計画事業の着実な実施に努めており、平成28年度は平成27年度中に保存修理が完了した岩手銀行赤レンガ館（「岩手銀行旧中ノ橋支店（赤レンガ）活用事業」）が、中心市街地の新たな観光拠点として7月にオープンするとともに、「ポータルサイトと連携した新地域カードシステム事業」では、「もりおかまちなか（フリー）検定事業」のほか中心市街地で開催された「ニッポンめんサミットin盛岡2016」などのイベント等と連携するなど、中心市街地の活性化に向けた来街を促進する事業を実施した。

中心市街地における歩行者・自転車通行量は伸び悩んでいるが、小売年間販売額が上昇した。また、盛岡三大麺普及協議会が主体となり「ニッポンめんサミット」を開催し、盛岡三大麺を含めた麺文化の情報発信をすることができた。

【成果を押し上げた要因】

中心市街地の小売年間販売額が前年より上昇した要因の一つとして、地域共通ポイント事業による、新地域カードシステムの普及があげられる。また、盛岡三大麺普及協議会が中心となり、イベントの企画・運営を行ったことで、業界内の連携が強化され、効果的に盛岡三大麺の普及を行うことができた。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

卸・小売の年間販売額が目標値とギャップがあるのは、消費者ニーズの多様化により拡大している通信販売やインターネット販売による県外の事業者からの購買が多いことが主要因と考えており、卸の機能が他県へ移動したことや、デフレの影響・人口減少もその背景にあると考えている。

【これからの課題】

第2期中心市街地活性化基本計画に位置付けられた盛岡バスセンター再整備事業等の事業を着実に実施し、にぎわいの創出や回遊性の向上を図り、商店街・個店の新たな魅力発信に向けた効果的な支援策について、各商店街へのヒアリング等を通じて検討を進める必要がある。また、盛岡三大麺普及の取組については、業界団体が主体となり、さらに展開されるように支援していく必要がある。

【改革改善案】

平成29年度に策定予定の商業振興ビジョンにおいて、課題解決に向けた改革改善について、関係団体からの意見を踏まえて検討し、課題の解決に取り組む予定である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

第2期中心市街地活性化基本計画の推進を担うとともに、市民、商店街団体、事業者及び経済関係団体と連携し、かつ、協働して、商店街や業界に対する指導や助成制度等を通じた商業・サービス業の振興の役割を担う。

○ 国・県・他自治体

商業・サービス業の振興の方向性を示すとともに、法律等による制度を活用する等、必要な補助制度等を通じた支援策を提供する役割がある。また、事例紹介や情報提供などのほか、自治体等の相談を受ける役割もある。

○ 市民・NPO

市民は、商店街の活性化に関する条例の規定に基づき、商店街の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に果たす役割を理解し、商店街の活性化に関する事業に協力するよう努める。

○ 企業・その他

商店街団体は、魅力ある商店街の形成に努めるとともに、消費者の利便性の向上を図るため、商店街の環境整備に努める役割がある。また、事業者は、商店街団体への積極的な加入に努めるほか、商店街団体等が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担も含めて積極的に参画するよう努める必要がある。また、経済関係団体は、事業者及び商店街団体に情報の提供、指導その他の支援を行うとともに、市等と連携し、振興施策の実施に努める役割がある。

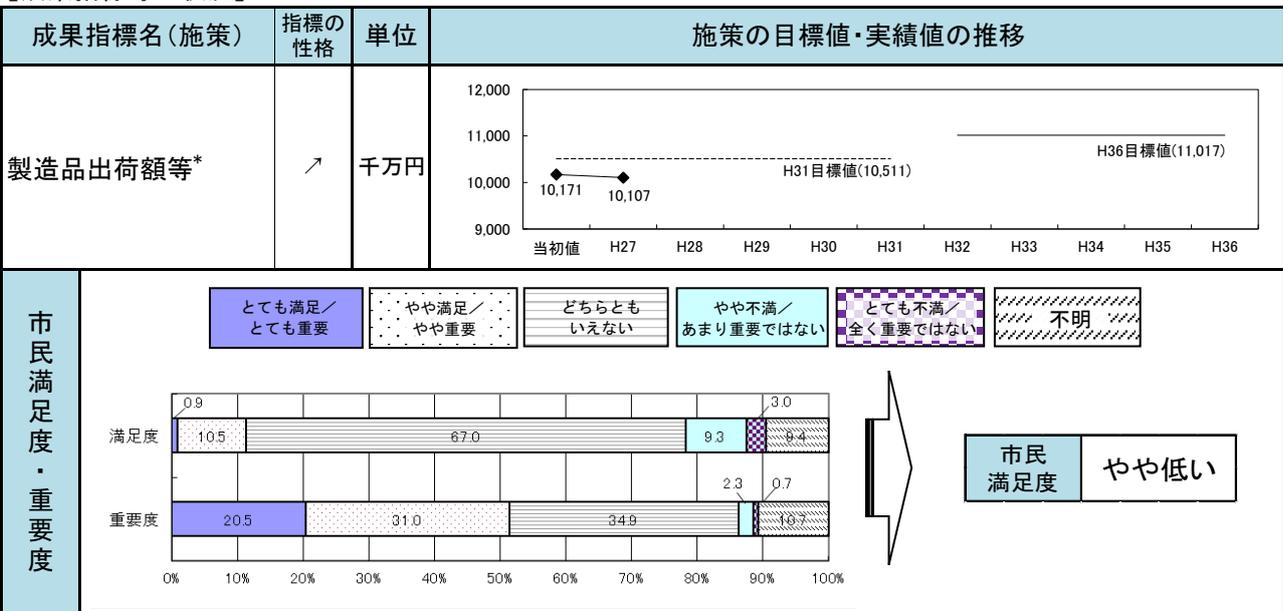
施策 23 工業の振興

評価責任者名	商工観光部長 沼田 秀彦
評価シート作成者名	商工観光部次長 村上 淳

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
製造業者	活発な事業活動が展開されていること。 事業創出しやすい環境が確保されていること。

【成果指標等の状況】



* 計画策定時は、速報値を当初値に用いて目標値を設定していたが、確定値が目標値を超えたため、平成28年度に目標値を変更した。

【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間指数(B)	市の役割分担比重(A×B÷100)	合計(%)	市の役割発揮度
	市(A)	国・県・他自治体	市民・NPO	企業・その他				
地場企業の経営力の強化	50	0	0	50	30	15	43	やや大きい
産学官金連携と新事業育成の支援	30	30	0	40	20	6		
企業集積と生産基盤の拡充促進	50	0	0	50	30	15		
創業・起業の支援	35	30	0	35	20	7		

【取組内容と成果】

施策「工業の振興」のうち、

①「地場企業の経営力の強化」については、平成20年10月来の国内金融収縮に対処するため、国のセーフティネット保証に対応して、県信用保証協会保証付きの市融資制度利用者に対し、信用保証料の全額を引き続き市で負担し、セーフティネット保証認定件数が平成28年度5件(H27:8件, H26:12件, H25:65件, H24:36件)となったほか、平成23年度に創設された東日本大震災緊急保証認定においては、平成28年度68件(H27:141件, H26:181件, H25:163件, H24:227件)の認定を行い、市が行う保証料負担及び中小企業者の市場の開拓、販路拡大に取り組む中小企業者への助成を行うことにより、雇用及び産業けん引の担い手である中小企業の経営の安定化支援に寄与した。

②「産学官金連携と新事業育成の支援」については、岩手大学構内に平成19年8月に開設した産学官連携研究センター(通称コラボMIU)を連携推進拠点として同施設入居企業の研究開発支援や大学・公設試験研究機関との共同研究を行う企業への助成のほか、盛岡市・岩手大学連携推進会議を開催するなど産学官連携の強化を図った。

③「企業集積と生産基盤の拡充促進」については、当市において産業等用地の不足が喫緊の課題であったことから、平成28年度に新たな産業等用地の整備に向けた基本計画を策定するとともに、引き続き、盛岡テクノパークへの入居企業開拓のため、市や県のHP及び盛岡商工会議所の機関紙への掲載、市内金融機関への情報提供や企業訪問での宣伝・紹介を行った。また、生産基盤の拡充を推進するため、工場等新設拡充奨励補助事業を実施した。

④「創業・起業の支援」については、産業支援センターをはじめ、産学官連携研究センター及び新事業創出支援センターにおいて指定管理者と連携し、入居者の支援を行うとともに、「起業家塾@もりおか」の開催により地域の起業家の発掘・育成(滝沢市, 紫波町, 矢巾町との共同事業)に努めた。

【成果を押し上げた要因】

平成25年以降、日銀の金融緩和政策を含む政府の経済政策による円安株高を背景に輸出産業を中心に国内経済は回復基調で推移してきたことに伴い、全体的な景気の底上げにより本市においても一部の業種で回復傾向が見られることが要因と考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

製造品出荷額等の向上のためには、既存企業の事業の拡大及び新たな企業の誘致が必要不可欠であるが、本市において誘致しようとする企業や産業支援施設の卒業企業が市内展開するための産業等用地が不足していることから、平成28年度に策定した新産業等用地整備基本計画に基づきスピード感を持って新たな産業等用地の整備を進めることが求められる。

盛岡市工業振興ビジョンについて、企業を取巻く環境は、策定時と変化してきていることから、企業ニーズに即した支援策を実施するためアクションプランの見直しを行い、PDCAサイクルに基づき着実に推進することが求められる。

中小企業の事業拡大のためには、経営基盤安定化が重要であり、「県保証協会保証付の市及び県の一部の融資制度利用者に対し信用保証料の一部又は全部を市が負担する」支援を継続するとともに、生産の効率化や販路開拓等に向けた支援が必要である。

また、産業支援施設である産業支援センター、産学官連携研究センター、新事業創出支援センターを活用した起業家支援及び製品・技術開発支援など、各ステージでの支援の継続を行いながら、岩手大学を主とする大学等との産学官連携を一層強化することで、他都市との差別化を図ることが必要である。

【改革改善案】

- ・ 誘致しようとする企業や産業支援施設の卒業企業が市内展開するための産業等用地整備を推進する。
- ・ 企業を取巻く環境変化に即した事業支援を行うため、工業振興ビジョンのアクションプランの見直しを行う。
- ・ 岩手大学を主とする大学等との産学官連携を一層強化する。
- ・ 「起業家塾@もりおか」を継続し、起業家の発掘に努めるとともに、産業支援施設の情報発信を行い、利用促進を図る。

【各主体に期待する役割】

○ 市
企業誘致や企業集積を図るとともに、市内の中小企業、小規模事業者の事業継続、事業拡大や経営の安定化を図るため、事業者ニーズに沿った支援策に取り組むこと。
また、岩手大学構内に開設した産学官連携研究センターにおいて、共同研究や新規創業の場を提供するほか、岩手大学等との共催により各種セミナー等を実施し、市内企業等の産学官連携活動の啓発に努めるとともに、産業支援センターに専門のインキュベーションマネージャーを配置し、入居者の起業支援やセンター卒業者や市内事業者の課題解決支援に取り組むこと。
○ 国・県・他自治体
県は、市とともに、産学官連携研究センター等で共同開発を行う企業を誘致する活動に努めること。また、県やいわて産業振興センター等において、創業者に対する各種支援事業を実施し、広域的な視点から企業が活動しやすい環境を整えていくこと。
○ 市民・NPO
○ 企業・その他
企業は、自らが地場産業の主役として、経営資源を活かし、経営基盤の強化、経営革新等に積極的に取り組み、成功に向けた自助努力を続けていくとともに、大学の技術シーズを活用した製品・技術の実用化や行政をはじめとした各種機関と連携し、事業革新や新事業創出に取り組むなど、雇用の創出や産業の振興を図ること。
岩手大学は、産学官連携研究センターの管理運営を担い、入居企業の支援・育成に努めるほか、企業に対し支援体制について情報発信を行うとともに、同大学の組織である地域連携研究センターにおいて、大学研究シーズを活用した大学発ベンチャーの育成に努めること。

施策 24 観光の振興

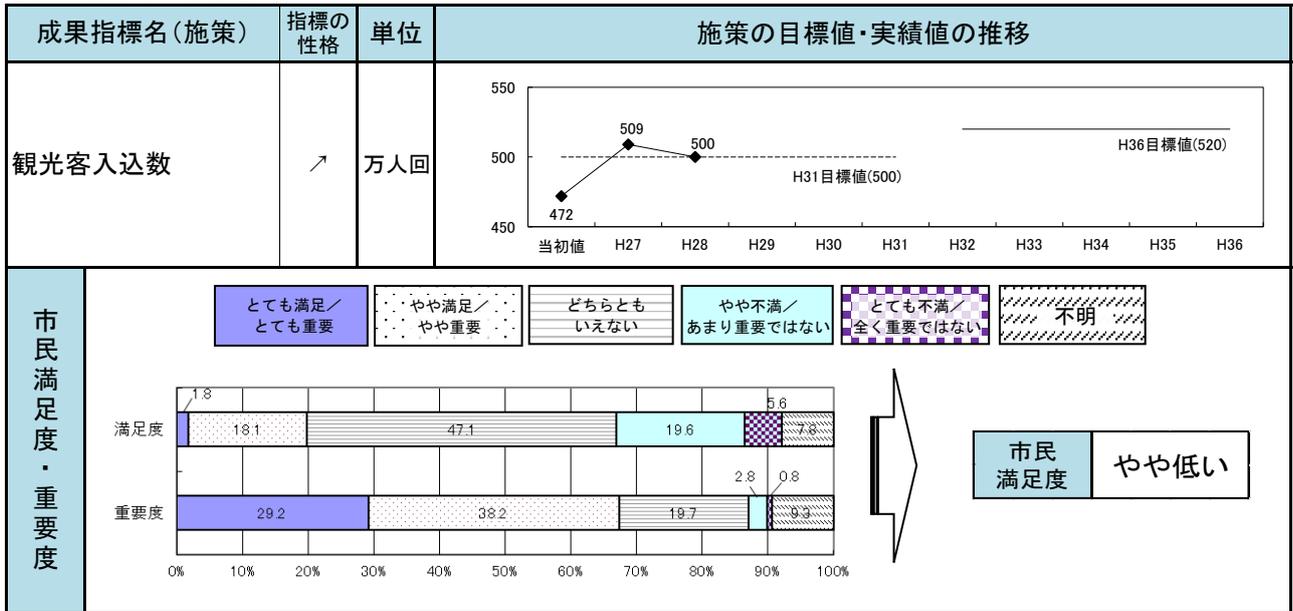
評価責任者名 商工観光部長 沼田 秀彦

評価シート作成者名 商工観光部次長 村上 淳

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
国内外の人, 市民	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡の魅力を多くの人に知ってもらう 盛岡の魅力を多くの人に体感してもらい, 満足してもらう 盛岡ファンを国内外に広げ, 交流を拡大する

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
観光情報の発進と観光客誘致の 推進	50	25	25	0	40	20	50	やや大きい
観光地域づくりと滞在型観光の推 進	50	25	25	0	30	15		
国際観光の推進	50	25	25	0	30	15		

【取組内容と成果】

平成28年度は、観光推進計画に基づき、「多くの人が訪れ、盛岡ファンが世界に広がる観光交流都市」の実現に向け、地域資源を活用した観光地づくりを推進するとともに、誘客宣伝や「盛岡さんさ踊り」「チャグチャグ馬コ」「盛岡秋まつり・山車」などの祭り・イベントの充実、広域連携による滞在型観光の促進や特産品の販路拡大に向けた取組などを推進した。

特に、盛岡デー開催事業において、東京・沖縄とも売上が大きく伸びたほか、MICE開催助成件数・助成交付額が増えた。また、台湾花蓮縣での盛岡山車の披露のほか、タイ旅行博でのプロモーションなどにより盛岡の知名度が高まった。

【成果を押し上げた要因】

平成28年度は、盛岡デー等のイベントの地域への定着が進んだこと、MICE開催助成金制度の見直しにより、MICE誘致の推進が図られたことのほか、広域連携によるPR効果が観光客入込数の増につながったと考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

観光推進計画において、他の施策への波及効果が期待される「まちなか観光の推進」、「MICE誘致の推進」、「外国人観光客の受入環境の整備」の3項目を重点化施策に位置付けているが、特に、観光客入込数が低迷する冬期間の誘客、外国人観光客の誘致に取り組む必要がある。

【改革改善案】

冬期間における市内最大のイベントである「もりおか雪あかり」について、SNS等を活用した積極的・効果的な情報発信を継続して行うほか、外国人観光客のニーズを把握し、戦略を持って広域連携による海外プロモーションの強化や効果的な情報発信に努める。

【各主体に期待する役割】

○ 市

関係機関と共通認識・連携・協働のもとに、観光推進計画を展開し、主体的に施策を進める役割がある。

○ 国・県・他自治体

関係機関と共通認識のもとに、相互に協力しながら進める役割がある。

○ 市民・NPO

公益財団法人盛岡観光コンベンション協会、盛岡商工会議所等公共団体と共通認識のもとに、協力する役割がある。

○ 企業・その他

魅力ある旅行商品の企画・造成、質の高いサービスの提供、観光ニーズに対応した新たなビジネスなど、それぞれ観光振興に取り組み、観光産業全体としての底上げにつなげる役割がある。

施策 25 雇用の創出

評価責任者名	商工観光部長 沼田 秀彦
評価シート作成者名	商工観光部次長 村上 淳

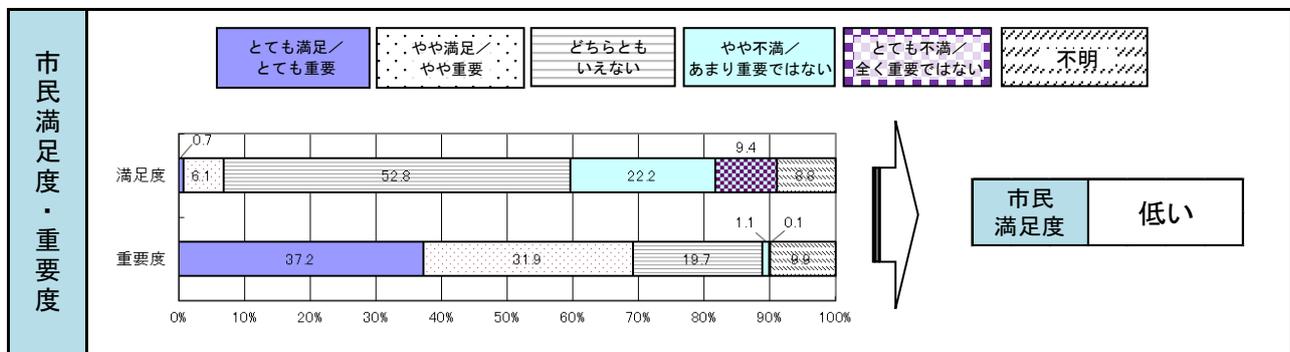
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
企業	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事業所が立地し, 操業すること 地元の雇用が増えること
求職者	地元で就業しやすくなること
中小企業の従業員	働きやすくなること

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
盛岡公共職業安定所管内の有効求人倍率	↑	倍	
盛岡公共職業安定所管内の就職率*	↑	%	

* 就職率=就職件数÷新規求職申込件数



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
企業の誘致	50	25	0	25	40	20	36	やや大きい
雇用対策の推進	20	20	20	40	40	8		
勤労者福祉の充実	40	20	0	40	20	8		

【取組内容と成果】

企業誘致については、県と連携した誘致を推進するとともに、「在京盛岡広域産業人会」を通じた首都圏企業の情報収集のほか、「立地セミナー」の開催に取り組み、2社が操業を開始した。

雇用対策については、企業に対する要請活動により雇用の拡大を図った。またハローワークや県等との連携による就職面談会、就職を目指す高校生を対象にした研修等を実施し、若年者の地元定着を図るとともに、企業を対象に、採用力・情報発信力の強化に資する研修等を行った。

有効求人倍率は毎月1.0倍超で推移しており、新規求職申込件数に対する常用雇用の割合は28年度全体で35.4%と、前年度比で0.8ポイントの増と、改善が図られており、また企業向けの研修会の参加者からは、具体的な採用戦略が構築できたなど、高い評価を得ている。

【成果を押し上げた要因】

国内及び県内の経済状況が回復の傾向にあることや、岩手労働局やハローワーク、県、商工会議所などとの連携により、雇用の場の創出や職場への定着支援に努めたことが要因と思われる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

企業誘致については、即戦力となる人材を求める企業や、社屋等の建設用地を求める企業の誘致が難しい状況にある。

勤労者福祉サービスセンターの会員数については、新聞折込チラシやダイレクトメール、ラジオCM等により加入促進を図っているが、その魅力が十分に伝わっていないことが要因と考えられる。

【これからの課題】

企業誘致については、IT関連企業や食料品製造業を中心とした企業訪問や、新たな産業等用地の整備を図る必要がある。

雇用対策の推進については、有効求人倍率が目標値を上回る1.0倍超で推移している状況にあるが、求人を充足できない企業もあることから、人材確保及び雇用のミスマッチ等への対応が課題である。

勤労者福祉の充実については、勤労者が活用しやすい融資制度の設計のほか、中小企業勤労者の福利厚生の実施に向け、勤労者福祉サービスセンターの支援内容の周知を図る必要がある。

【改革改善案】

新産業等用地整備基本計画に基づく用地整備等を進めながら、企業の誘致を図るとともに、平成28年度より実施している「企業の採用力・情報発信力の強化に資する研修」の成果を地元企業に広く波及させるなどの取組により、企業の人材確保に向けた支援を行う。

また、勤労者福祉サービスセンターの会員数の拡大に向け、より一層の周知を図る。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・ 県等の関係機関との連携により企業誘致や雇用の場の創出
- ・ 若者の就労が円滑に図られるように、地元企業の紹介や職場体験などにより、求職活動や職場定着を支援し、地元雇用の場の拡大に向けた取組の推進
- ・ 勤労者福祉施設の運営と勤労者融資制度の実施

○ 国・県・他自治体

関係機関の施策と連携した効果的な支援

○ 市民・NPO

- ・ さまざまな情報を集め、職業体験・職業訓練などを通じて、自分に向いている仕事を見つけること。
- ・ 行政・企業と連携し、若年者の職業訓練や就職マッチングを推進すること。

○ 企業・その他

- ・ 岩手大学・岩手県立大学は、IT関連企業等の誘致や連携に努めること。
- ・ 企業は雇用の維持・確保のほか、新卒者採用、非正規労働者の正規雇用化に努め、従業員が気持ちよく働ける環境づくりに努めること。
- ・ 勤労者福祉施設の利用を促進させること。勤労者福祉サービスセンターの支援により福利厚生を充実させること。

施策 26 都市基盤施設の維持・強化

評価責任者名	建設部長 古山 裕康
評価シート作成者名	建設部次長 南幅 純一

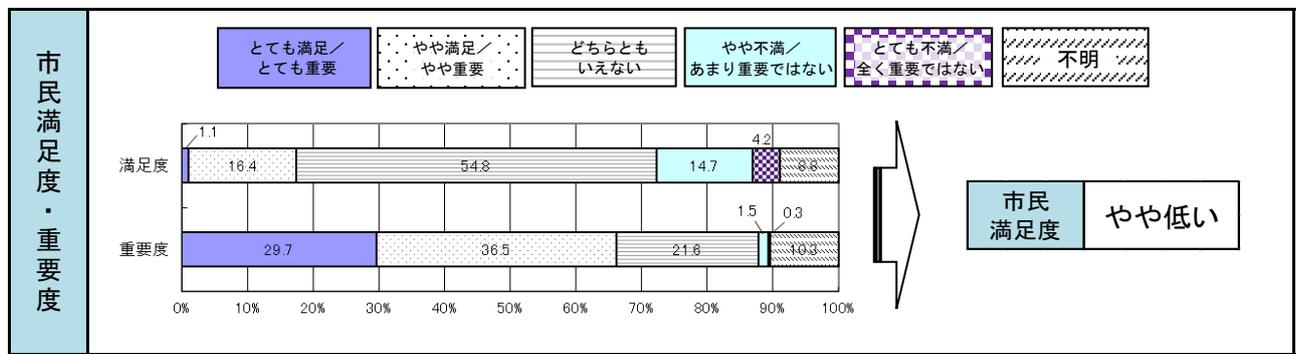
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	道路, 公園, 公共空間等の緑化, 上下水道といった公共インフラ等の整備, 推進及び適切な維持管理により, 安全で快適な道路環境, 憩いや安らぎ, 交流の場となる公園等の空間, 安全でおいしい水の安定供給, 衛生的で安全な水環境が確保される。 また, 土地と建物の再整備により, 快適な生活環境が確保され, 活発な産業活動を支える都市基盤が整備される。
土地・建物の所有者及び民間事業者	良好な宅地が供給され, 建築物が適正化されることで, 快適で安全な住宅地が形成される。

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移												
市道改良率*	↗	%	<table border="1"> <caption>市道改良率の推移</caption> <tr><th>年度</th><td>当初値</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H31目標</td><td>H36目標</td></tr> <tr><th>値</th><td>73.9</td><td>74.4</td><td>74.6</td><td>74.8</td><td>75.7</td></tr> </table>	年度	当初値	H27	H28	H31目標	H36目標	値	73.9	74.4	74.6	74.8	75.7
年度	当初値	H27	H28	H31目標	H36目標										
値	73.9	74.4	74.6	74.8	75.7										
まちづくり評価アンケート調査「公園や街路樹などの街の中の緑が多いと思う」と答えた市民の割合	↗	%	<table border="1"> <caption>まちづくり評価アンケート調査「公園や街路樹などの街の中の緑が多いと思う」と答えた市民の割合の推移</caption> <tr><th>年度</th><td>当初値</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H31目標</td><td>H36目標</td></tr> <tr><th>値</th><td>74.2</td><td>74.7</td><td>78.1</td><td>80.0</td><td>80.0</td></tr> </table>	年度	当初値	H27	H28	H31目標	H36目標	値	74.2	74.7	78.1	80.0	80.0
年度	当初値	H27	H28	H31目標	H36目標										
値	74.2	74.7	78.1	80.0	80.0										
水道管路の耐震化率	↗	%	<table border="1"> <caption>水道管路の耐震化率の推移</caption> <tr><th>年度</th><td>当初値</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H31目標</td><td>H36目標</td></tr> <tr><th>値</th><td>23.3</td><td>24.9</td><td>25.5</td><td>29.6</td><td>34.6</td></tr> </table>	年度	当初値	H27	H28	H31目標	H36目標	値	23.3	24.9	25.5	29.6	34.6
年度	当初値	H27	H28	H31目標	H36目標										
値	23.3	24.9	25.5	29.6	34.6										
汚水処理人口普及率(処理区域内人口/行政区域内人口)	↗	%	<table border="1"> <caption>汚水処理人口普及率(処理区域内人口/行政区域内人口)の推移</caption> <tr><th>年度</th><td>当初値</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H31目標</td><td>H36目標</td></tr> <tr><th>値</th><td>95.0</td><td>95.2</td><td>95.3</td><td>96.0</td><td>97.8</td></tr> </table>	年度	当初値	H27	H28	H31目標	H36目標	値	95.0	95.2	95.3	96.0	97.8
年度	当初値	H27	H28	H31目標	H36目標										
値	95.0	95.2	95.3	96.0	97.8										
面的整備による生活環境整備率(整備済路線延長/整備計画路線延長)	↗	%	<table border="1"> <caption>面的整備による生活環境整備率(整備済路線延長/整備計画路線延長)の推移</caption> <tr><th>年度</th><td>当初値</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H31目標</td><td>H36目標</td></tr> <tr><th>値</th><td>29.0</td><td>30.5</td><td>31.7</td><td>63.0</td><td>97.0</td></tr> </table>	年度	当初値	H27	H28	H31目標	H36目標	値	29.0	30.5	31.7	63.0	97.0
年度	当初値	H27	H28	H31目標	H36目標										
値	29.0	30.5	31.7	63.0	97.0										

* 平成28年度に新しく追加した指標。



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
良好な住宅地の誘導	50	10	20	10	10	5	63	大きい
安全・快適な道路環境の向上	70	20	10	0	15	10.5		
都市公園の整備と利用促進	80	0	10	10	10	8		
都市緑化の推進	50	0	30	20	10	5		
安定給水の確保	80	10	5	5	15	12		
汚水処理の充実	60	30	5	5	15	9		
雨水浸水対策の推進	60	30	5	5	10	6		
既成市街地の再整備	50	10	20	20	15	7.5		

【取組内容と成果】

- ・ 良好な住宅地の誘導については、建築確認申請に係る「完了検査」を336件並びに「中間検査」を13件実施し、検査において不適合があった場合は是正指導を行った。完了検査率は前年度より「4.1ポイント」上昇した。また、木造住宅耐震診断支援事業によって、16戸の住宅の耐震診断費用を助成したほか、木造住宅耐震改修補助事業により、2戸の住宅の耐震改修工事費を助成した。
- ・ 安全・快適な道路環境の向上については、市道改良率及び除雪率が上がり、老朽化した橋りょうや道路の補修により、市民の通行の安全を確保した。
- ・ 都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、公園活性化交流広場を開催しイベントの開催を促したことにより、本市の核となる大規模な公園における利用者が増加した。また、グリーンバンクからの支援も受け各町内の緑化が図られたほか、企業や住民の協力によりハンギングバスケット設置数も日本一となっている。
- ・ 安定給水の確保については、使用する水道管すべてに耐震管を採用することで耐震化率の向上を目指し、前年度比0.6%の上昇となった。
- ・ 汚水処理の充実については、汚水処理人口普及率が0.3ポイント(H25=95.0%→H28=95.3%)増加した。
- ・ 雨水浸水対策の推進については、下水道雨水施設整備率が1.4ポイント(H25=60.2%→H28=61.6%)増加した。
- ・ 既成市街地の再整備については、土地区画整理事業及び生活環境整備事業により、住環境整備や宅地造成が進み、住宅や店舗等が建設された。また、市街地再開発事業により施設建築物が整備された。以上の事業実施により、市街地において、定住人口が増加するとともに再整備が進んだ。

【成果を押し上げた要因】

- ・ 良好な住宅地の誘導については、完了検査申請書の未提出物件に対して、年2回督促状を送付したほか、違反建築防止週間の一斉パトロールの際、完了検査申請書提出の指導を行ったことが、完了検査率の向上につながったと考える。
- ・ 安全・快適な道路環境の向上については、未舗装道路の舗装を行ったこと、市民要望を踏まえて除雪指定路線を延長させたこと、道路や橋りょうの補修において優先順位を踏まえながら計画的に補修したことによる。
- ・ 都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、公園活性化交流広場を開催しイベントの開催を促したこと、町内の緑化やハンギングバスケット等により緑化に対する意識啓発を進めていることによる。
- ・ 安定給水の確保については、経年管更新事業を実施するとともに、区画整理関連事業をはじめとした配水管整備を行ったことによる。
- ・ 汚水処理の充実については、計画的に未整備地区における汚水管整備を実施したことによる。
- ・ 雨水浸水対策の推進については、計画的に未整備地区における雨水管整備を実施したことによる。
- ・ 既成市街地の再整備については、土地区画整理事業及び生活環境整備事業の進展や優良な建築物の整備により、良好な生活環境や企業の事業環境の整備が進んだことによる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

- ・ 良好な住宅地の誘導については、木造住宅耐震診断支援事業において、耐震診断の実施件数が目標としている20件に達しない原因として、診断後の改修工事費の資金繰りが要因であると考えられる。
- ・ 安定給水の確保については、計画した経年管更新事業が、発注工事の不落・不調により、先送りせざるを得なかった状況もあることから、水道管の耐震化率の伸びが少なかった。
- ・ 既成市街地の再整備については、拠点施設数、面整備による生活環境整備率とも目標値に達していない要因は、国庫補助金や交付金といった国費が十分確保できていないこと(財源不足)、人員の不足等による。

【これからの課題】

- ・ 良好な住宅地の誘導については、熊本地震の影響により耐震診断に対する意識が高まっていると推測されることから、戸別訪問を継続実施し耐震診断の必要性について啓発を図る。
- ・ 安全・快適な道路環境向上や既成市街地の環境整備については、国からの交付金の予算が十分確保できていないことから、国へ安定的な財源確保の要望を継続して実施する。
- ・ 都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、公園整備の促進や、市民がより緑化に取り組みやすくするために市としての支援が必要である。また、公園や街路樹の維持管理について市民からの要望が多く、市として実施しなければならない部分は確実に実行しなければならない。
- ・ 安定給水の確保については、計画した工事を実施できるよう、不調になりにくい発注方法について検討する必要がある。
- ・ 汚水処理の充実については、未整備地区は郊外が多く投資効果が低いことから、効率的な管路整備を実施する必要がある。また、整備済み地区においても下水道への接続促進を図る必要がある。
- ・ 雨水浸水対策の推進については、雨水幹線の整備による浸水対策には時間を要することから、短期的に対応できる対策を検討し対応する。

【改革改善案】

- ・ 良好な住宅地の誘導については、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の実施に向けて、これまで行っていた盛岡地方振興局・建築士会盛岡支部との合同による住宅訪問のほか、盛岡市単独の住宅訪問を実施する。
- ・ 安全・快適な道路環境の向上については、国への要望活動を引き続き行い交付金の安定的な確保につなげる。また、道路、橋梁の補修、維持管理において、優先順位を定め、計画的かつ効率的に実施する。
- ・ 都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、予算の確保及び公民連携による公園整備や公園活性化プランを共催し、公園の魅力向上を図り、利活用を推進し、緑化意識の向上を図る。
- ・ 安定給水の確保については、年間を通じて安定して工事を発注し、工事業者が受注しやすい環境とするため、工事規模、発注時期を調整し、場合により繰越による発注も行う。
- ・ 汚水処理の充実については、効率的・効果的な污水管整備計画の見直しを行う。また、下水道への接続を促進するため、新たな助成制度の創設や効率的な戸別訪問を行う。
- ・ 雨水浸水対策の推進については、浸水被害箇所に対して、短期的に対応できる側溝整備や柵改良等を行う。
- ・ 既成市街地の再整備については、国への要望活動を引き続き行い交付金の安定的な確保につなげる。また、事業計画の見直しや工事発生材の利用等事業費圧縮を進めるとともに、効率的に事業を進めるため関係部署との役割分担の検討を再度行う。また、生活環境整備事業の導入や、市街地再開発事業の事業候補地区を増やす。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・ 良好な住宅地の誘導については、完了検査事務は特定行政庁である盛岡市が行う法定事務であり、耐震診断・耐震改修の支援事業についても盛岡市が中心となって進めていくものである。
- ・ 安全・快適な道路環境の向上については、幹線道路や生活道路の整備及び道路・橋りょう等の補修を計画的に行う。また、市や同盟会等組織から、国や県に対して国・県道整備の要望を行っている。
- ・ 都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、都市公園の整備を推進しながら、緑を創出し保全に努め、市民意識の高揚に努める。また、市民が日常生活の中で緑を守り育て親しむための活動を支援する。
- ・ 安定給水の確保については、水道は市民生活の欠くことのできないライフラインであり、将来にわたり安全な水質、強靱な施設、持続できる健全な事業運営を行う。
- ・ 汚水処理の充実については、衛生的な水環境を確保するために、収入の確保から施設建設・維持管理に至るまで、公営企業として主体的に経営を行う。
- ・ 雨水浸水対策の推進については、浸水被害の解消や都市機能の確保のために、財源の確保から施設建設・維持管理に至るまで、公営企業として主体的に経営を行う。
- ・ 既成市街地の再整備については、良好な市街地環境の創出や土地利用の適正化を図るため、市民との調整を図りながら土地区画整理事業、生活環境整備事業、市街地再開発事業等を実施する。

○ 国・県・他自治体

- ・ 良好な住宅地の誘導については、耐震診断・耐震改修の支援事業について、国及び県の補助を受けている。
- ・ 安全・快適な道路環境の向上については、国及び県においても、管理道路の整備及び適切な維持管理を行うとともに、補助金交付等の支援を行っている。
- ・ 安定給水の確保については、国及び県は、水道行政に係る適切な指導・監督を行うとともに、水道施設整備に係る国庫補助金(交付金)の確保及び適切な交付を行う。また、広域連携をはじめとする水道事業体の基盤強化に関し、積極的な支援を行う。
- ・ 汚水処理の充実については、北上川上流流域下水道関連施設について、県土整備部及び県下水道公社と連携して維持管理を行う。
- ・ 雨水浸水対策の推進については、国及び県は、下水道事業実施計画の審査、交付金の交付を行う。
- ・ 既成市街地の再整備については、国及び県は、補助金や交付金事務、許認可事務等を行うとともに、市への指導、関係団体との調整を行う。

○ 市民・NPO

- ・ 良好な住宅地の誘導については、建築確認申請に係る完了検査率を向上させ、建物の耐震化を促進させる為には、建物所有者(市民)の理解と協力が必要である。
- ・ 安全・快適な道路環境の向上については、市民からの用地等の協力を得ながら私道、狭あい市道整備及び市道認定を促進するほか、穴ぼこ等の道路損傷においては市へ情報提供を行う。また、地域の除排雪については、市で貸出しする小型除雪機やダンプトラックを活用するなど市民協働による対応が必要となる。
- ・ 都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、住民が利用する身近な公園は自ら維持管理することを基本として地域のコミュニティ活動の一環として取組む。また、植樹柵や地域の緑化箇所等身近な緑を適正に維持管理する。
- ・ 安定給水の確保については、水道料金の負担及び水道法に基づき給水装置の維持管理を行う。
- ・ 汚水処理の充実については、早期の接続の検討により、普及促進に寄与する。
- ・ 雨水浸水対策の推進については、自らの雨水流出抑制、流水阻害要因の解消等に関する適切な措置及び対応を行う。
- ・ 既成市街地の再整備については、地区のあり方を自ら考え関係事業への意見・要望を行うとともに、用地協力や地区活性化の活動等を行う。

○ 企業・その他

- ・ 良好な住宅地の誘導については、建築確認申請に係る完了検査率を向上させ建物の耐震化を促進させる為には、建物所有者(企業)の理解と協力が必要である。
- ・ 都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、地域に根ざした社会貢献活動の一環として、身近な公園等の維持管理や再整備など積極的に参画し、寄与する。
- ・ 安定給水の確保については、水道施設の各種設備の技術革新とコスト縮減、および業務委託での技術力向上と人材育成を行う。水道施設工事の請負により強靱な施設構築への一翼を担う。
- ・ 汚水処理の充実については、早期の接続の検討により、普及促進に寄与する。
- ・ 雨水浸水対策の推進については、下水道法の改定により実施可能となった雨水貯留施設整備制度の活用等により自らの雨水流出抑制、流水阻害要因の解消等に関する適切な措置及び対応を行う。
- ・ 既成市街地の再整備については、市の各種計画や住民の意向等を踏まえ、施設整備や宅地造成、地区活性化の活動等を行う。

施策 27 交通環境の構築

評価責任者名	建設部長 古山 裕康
評価シート作成者名	建設部次長 南幅 純一

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	総合的な交通体系が確立され, 快適に移動できる
公共交通利用者	公共交通(バス・鉄道等)の利便性が向上し, 快適に移動できる
自転車利用者, 歩行者	自転車の利用環境や歩行環境が向上し, 安心して通行できる
自動車利用者	幹線道路のネットワークが形成され, 円滑に移動できる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
平日の主要幹線道路の混雑度	↓	割合	
交通の手段分担率の変化(自動車)	↓	%	
交通の手段分担率の変化(バス, 鉄道)	↑	%	
交通の手段分担率の変化(徒歩, 自転車など)	↑	%	
1日当たりのバス・鉄道利用者数	↑	人	

市民満足度・重要度

とても満足／とても重要

やや満足／やや重要

どちらともいえない

やや不満／あまり重要ではない

とても不満／全く重要ではない

不明

市民満足度

やや低い

【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
総合交通計画の推進	35	25	15	25	25	8.75	36.25	やや大きい
公共交通機関の利便性向上と利用促進	30	20	20	30	25	7.5		
自転車、歩行者のための交通環境の充実	30	20	25	25	25	7.5		
都市活動を支える幹線道路の整備	50	50	0	0	25	12.5		

【取組内容と成果】

- 公共交通機関の利便性向上と利用促進については、「まちなか・おでかけバス」や駅周辺の施設整備など公共交通等の利用促進施策を実施しており、バス利用者が増加傾向にありバス・鉄道利用者数の目標値を上回っている。一方、平成20年度以降通勤時の指標である「自動車の交通手段分担率」は微減に留まっており、「バス、鉄道の交通手段分担率」も十分な増加とはなっておらず、特に鉄道は横ばいの状況である。
- 自転車、歩行者のための交通環境の充実については、自転車走行空間の整備や自転車の利用促進施策を推進しており、平成22年度以降減少傾向にあった「自転車等の交通手段分担率」が、横ばい状態となってきている。
- 都市活動を支える幹線道路の整備については、幹線道路の整備とあわせ公共交通等の利用促進施策により、平成20年度以降、主要幹線道路の混雑度が減少傾向にある。また、幹線道路の整備を計画的・段階的に進めるため、「都市計画道路整備プログラム」の見直しを行った。

【成果を押し上げた要因】

- 公共交通機関の利便性向上と利用促進については、「まちなか・おでかけバス」の利用者が増加しているなどバスを中心とした公共交通等の施策推進により、バス・鉄道利用者数が増加傾向にあると考えられる。
- 都市活動を支える幹線道路の整備については、幹線道路の整備とあわせ、公共交通等の利用促進施策の推進が混雑度を下げている要因と考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

- 公共交通機関の利便性向上と利用促進においては、H27年度以降における通勤時の交通手段分担率が、H25年度に対し減少及び横ばい状況にある。調査方法が抽出アンケート方式でばらつきもあるため経年の傾向として見ていく必要があるが、「自動車の交通手段分担率」は微減に留まっており、「バス、鉄道の交通手段分担率」も大きな増加は見られない。これは、「まちなか・おでかけバス」による高齢者のバス利用が増加している一方、通勤者に対する「マイカーから公共交通に転換」の取組が十分行き渡っていない可能性もあり、更なる検証が必要と考えられる。
また、鉄道の利用者数は横ばい状態であるが、これは駅周辺の施設整備には長期間を要し効果発現に時間がかかること、モビリティ・マネジメントなどの利用促進策が十分浸透していないことが要因と考えられる。
- 自転車、歩行者のための交通環境の充実においては、「徒歩、自転車等の交通手段分担率」が横ばいで増加に至っていない。これは、自転車走行空間のネットワーク形成には長期間を要し、効果発現に時間がかかることによると考えられる。

【これからの課題】

- 公共交通機関の利便性向上と利用促進については、これまでどおり「まちなか・おでかけバス」やバス待ち環境の改善などのバス利用促進策を継続するとともに、通勤時の交通手段分担率が十分な成果を上げていないことから、利用者の属性別、目的別などの利用状況を分析し、通勤者・高齢者等ターゲットを絞った効果的な利用促進施策の検討や、将来に渡る人口減少や高齢化に対応した持続可能な公共交通に再構築する必要がある。
また鉄道利用については、利用者数が増加に転じるよう駅周辺の施設整備や鉄道利用促進に係る支援などの施策を推進するとともに、効果的なモビリティ・マネジメントによる利用促進に取り組む。
- 自転車、歩行者のための交通環境の充実については、快適な自転車の走行環境を整えるため、平成27年度に策定した『盛岡市自転車ネットワーク計画』を基に、自転車走行空間の整備を今後も進める。また、整備促進のため経済的、効果的な整備手法の検討を行う。
- 都市活動を支える幹線道路の整備については、厳しい財政事情の中、今後は大幅な事業費の伸びは期待できず、近年は国の交付金事業の内示率が低下していることから、事業費確保が厳しいものと見込まれる。また、盛岡広域圏では、人口減少及び人口構造の変化に対応するため連携中枢都市圏形成の取組を進めており、これを支える幹線道路ネットワークの形成が必要となっている。

【改革改善案】

- ・ 鉄道利用促進に関する事業については、地域公共交通網形成計画の策定により、バスと鉄道の結節強化による利便性向上や、潜在的な公共交通利用転換のある地域の把握調査に取り組んでいく。
- ・ 自転車の安全と利用促進に関する事業では、国、県と連携した自転車走行空間のネットワーク化の推進について、引き続き、関係機関との整備時期の調整や、国の補助制度を活用した整備など、財源確保の検討も合わせながら整備に取り組んでいく。
- ・ 都市活動を支える幹線道路の整備については、国への要望活動により財政支援を働きかけるとともに、盛岡広域圏における幹線道路ネットワークの形成については、都市計画道路整備プログラムの見直しで位置付けた広域関連路線の整備に取り組む。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・ 自家用車利用を抑制し、公共交通や自転車等への転換を図るための施策に引き続き取り組む。
- ・ 交通環境の快適性向上のため、幹線道路等の整備や自転車走行空間の整備に引き続き取り組む。

○ 国・県・他自治体

- ・ 幹線道路の整備を継続するとともに、公共交通や自転車等の利用促進に向けた施策を市と一体となって進める。

○ 市民・NPO

- ・ 自動車による移動を我慢し、公共交通や自転車等を利用した移動を心がける。
- ・ 歩道への放置自転車防止のほか、交通ルールの遵守や自転車通行モラルの向上に努める。

○ 企業・その他

- ・ 自動車による移動を我慢し、公共交通や自転車等を利用した移動を心がける。
- ・ バス事業者・鉄道事業者などにおいては、公共交通機関としてのサービスを向上させる。

(余白)

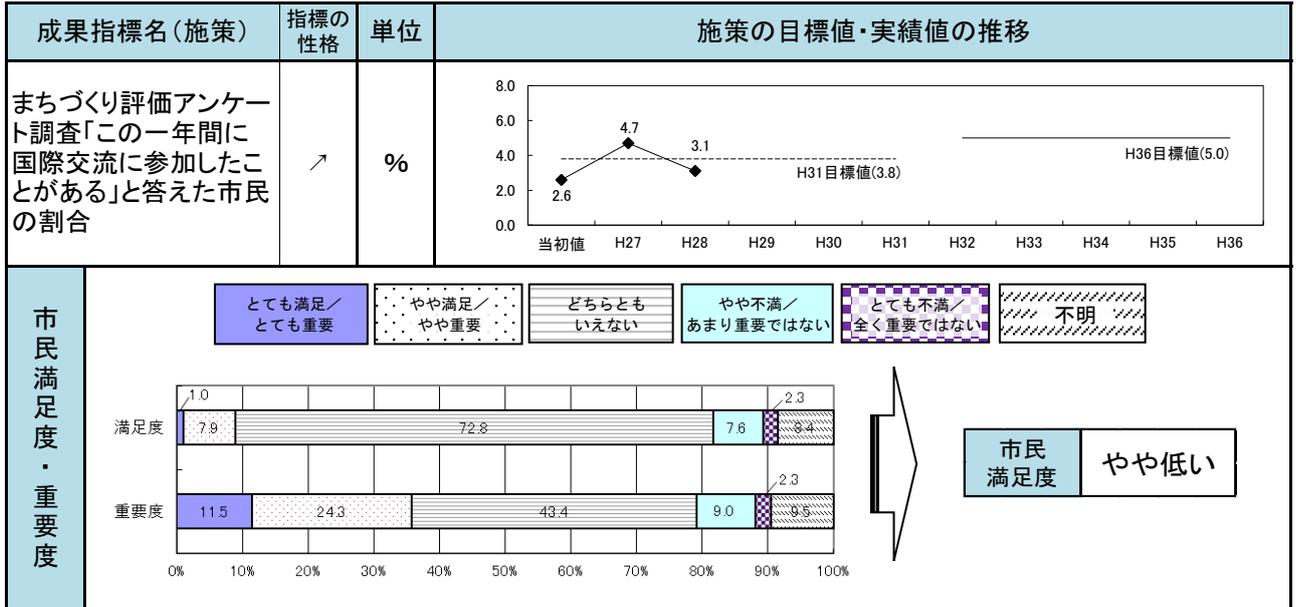
施策 28 国際化の推進

評価責任者名	市民部長 伊瀬谷 渉
評価シート作成者名	市民部次長 中村 俊行

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民, 外国籍市民	国籍や民族,文化など異なる人々が互いの違いを認め合い, 共に生きていこうとすることにより, 相互理解が図られる
市民, 企業	国際リニアコライダーの誘致に向けた機運が醸成される

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
国際交流の推進	30	10	50	10	60	18	22	やや小さい
国際都市づくりの推進	10	50	30	10	40	4		

【取組内容と成果】

【国際交流の推進】

- ・ 派遣事業参加者が、訪問国での体験や教育、文化、社会の諸事情の視察を通して、相互理解や交流が深まった。
- ・ 留学生が市内中学校の英語指導助手的な役割として配置になることで、市内中学生と交流が深まり、英語教育の充実と国際理解教育の推進が図られた。

【国際都市づくりの推進】

- ・ ILC実現時に中心世代となる、現在の児童・生徒に対し、ILCの誘致による将来のまちの姿に関する出前授業を実施し、国際化推進を踏まえた本市の将来像について学ぶ機会を創出した。
- ・ 国際学術会議「LCWS2016」が本市で開催されたことに際し、会議開催支援や盛岡の魅力発信等の事業を実施したことにより、来訪した世界各国の研究者等への理解が深まった。

【成果を押し上げた要因】

【国際交流の推進】

- ・ 中学生ビクトリア市研修に対する企業の協賛を得られた結果、派遣生徒を増員することができたほか、継続的な交流の必要性を確認できたことによる。
- ・ 「盛岡ーインディアナ州交流派遣事業」及び「アールム大学留学生研修事業」において、事業の経費に即した適切な補助金を交付したため。

【国際都市づくりの推進】

- ・ 県やILC推進協議会など多数の機関との連携により、より多角的な支援を行うことが可能となり、来訪者等からの高い評価につながったことによる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【国際交流の推進】

- ・ 市民の国際交流への理解及び関心をより高め、国際交流が日常的な存在となるように事業展開を工夫する必要がある。

【国際都市づくりの推進】

- ・ ILCに関する理解促進の対象を児童・生徒に振り替えたことばかりではなく、誘致による具体的影響等を現段階で示すことができていないことによるものと考え。

【これからの課題】

【国際交流の推進】

- ・ 国際交流の事業が固定化しており、さらに多くの市民の参加が必要なことから、魅力ある事業の展開と情報発信が必要である。

【国際都市づくりの推進】

- ・ 本市においては、外国人観光客の増加とともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催や国際リニアコライダーの誘致実現など、将来を見据えながら、国際化に向けたまちづくりを進める必要がある。

【改革改善案】

【国際交流の推進】

- ・ 市や盛岡市国際交流協会の交流事業のほか、市民団体が行う事業に支援することで、魅力ある事業の展開を図るとともに、SNSを活用した情報発信に努める。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして事前キャンプの支援を行うとともに、交流事業を実施する。

【国際都市づくりの推進】

- ・ 国際化に向けた本市のまちづくりの方向性を検討する。
- ・ 国際リニアコライダーの誘致実現に関係機関とともに取り組む。

【各主体に期待する役割】

○ 市

対外的な対応を中心に国際交流施策を推進しながら、市民・民間団体の国際交流活動を支援することとしている。

○ 国・県・他自治体

あらゆる分野でグローバル化が進展し、国際協力、多文化共生を取り巻く環境の変化に対応するため、情報共有を図り、連携しながら進める必要がある。

○ 市民・NPO

国際交流事業実施のノウハウを蓄積している国際交流団体等と協働し進めることが必要である。

○ 企業・その他

社会貢献の一つのあり方として、国際交流推進への理解と役割を担うことが求められている。

施策 29 都市間交流の促進

評価責任者名	市長公室長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	市長公室次長 古館 和好

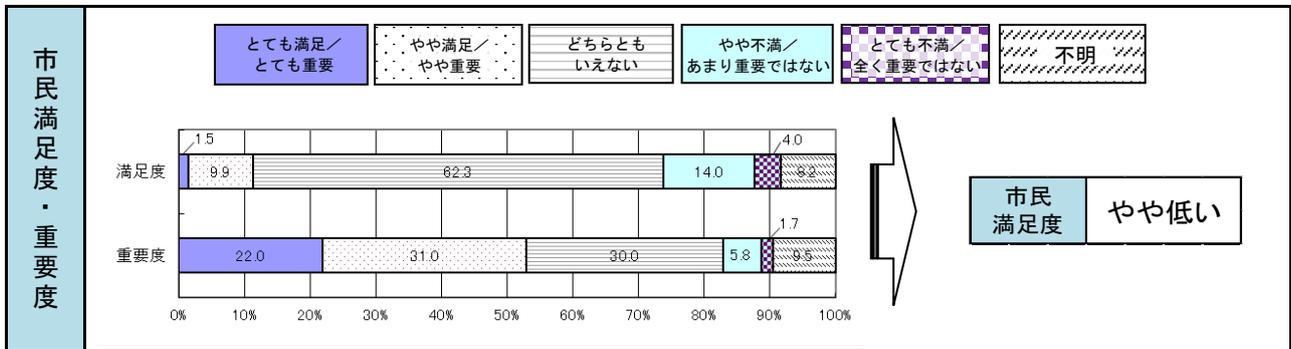
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
連携市町村民	都市間の連携した取組が活発になる
市民	市民の生活文化の質の向上やまちのにぎわいにつながる
連携事業に関連する事業者	まちのにぎわいの向上につながる取組がなされる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
都市間交流を促進するための協定等の締結数	↗	件	
みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン事業数*	↗	件	

* 平成28年度に「にぎわいや産業振興につながる自治体連携の取組数」から「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン事業数」に変更した。



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
都市間交流の促進	50	10	20	20	50	25	50	やや大きい
地域間連携の推進	50	35	0	15	50	25		

【取組内容と成果】

【都市間交流の促進】

- ・ 友好都市である沖縄県うるま市と本市の文化・経済面での交流が図られ、相互理解が促進された。
- ・ 本市が参画する平成・南部藩や秋田岩手地域連携軸推進協議会において、各般の事業が実施され、構成市町間の交流が図られた。
- ・ 東京都文京区長を盛岡さんさ踊りに招待し、文京区との交流促進を図った。

【地域間連携の推進】

- ・ 「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に掲げる新規・拡充事業の推進にあたり、市町間において、事業実施決定のプロセスや予算編成の調整を行うなど、事業化に向けたルール作りを確立できた。

【成果を押し上げた要因】

【都市間交流の促進】

- ・ 「いわて・盛岡デー・イン・沖縄」では、盛岡の物産販売を行い、また、「ちゅらしま大沖縄展」では、うるま市を中心とした沖縄の物産の販売を行ったことから、両市民が物産の購入などを通じて、お互いの風土・文化に触れる機会となったこと。
- ・ 本市、青森県南部町、山梨県身延町の各首長が、一日国替えとして相互に訪問、交流を行ったこと。
- ・ 文京区長がさんさ踊りに参加したことにより、文京区と本市の関係を市民等に広く周知できたこと。

【地域間連携の推進】

- ・ 年度当初から広域市町間での検討・協議を密に進めるなど、各市町の意向を把握しながらルール作りに向けた調整をすることができたこと。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【都市間交流の促進】

- ・ 都市間交流の機会が、イベントへの参加など、限定的となっていること。

【地域間連携の推進】

- ・ 事業実施における財源の確保や各市町の財政事情が異なること。

【これからの課題】

【都市間交流の促進】

- ・ 友好都市や本市にゆかりのある都市との市民交流は、その機会が少ないことから、市民への周知や交流機会の創出を図る必要がある。
- ・ 市民レベルでの交流を促進する必要がある。

【地域間連携の推進】

- ・ みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョンに掲げる事業について、国からの財政支援がより図られるように、事業内容を更に検討する必要がある。

【改革改善案】

【都市間交流の促進】

- ・ 各都市等との交流を促進するため、事業内容や交流機会を増やすことなどを検討する。
- ・ うるま市や文京区、函館市など、既に交流のある都市との継続した交流事業を深める。

【地域間連携の推進】

- ・ 圏域の市町との連携を強化するとともに、「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に掲げる事業を推進するため、事業実施に係る交付税の効果的な活用を検討するなど、事業効果が広域に及ぶための事業スキームを構築する。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【都市間交流の促進】

- ・ 自治体間の友好都市協定などの締結及び関連施策は、市が主体的な役割を担うものである。

【地域間連携の推進】

- ・ 盛岡広域圏における経済成長のけん引や高次都市機能の強化、生活関連機能サービスの向上などに資する諸施策の展開について、盛岡市が中心的な役割を担うものである。

○ 国・県・他自治体

【都市間交流の促進】

- ・ 他自治体は、交流・連携の対象である。

【地域間連携の推進】

- ・ 盛岡広域圏においては、広域圏の一体的な発展へ向けた諸施策の展開について、目的を共有しながら、事業の共同実施を行うものである。

○ 市民・NPO

【都市間交流の促進】

- ・ 都市間交流の主体は、市民である。

○ 企業・その他

【都市間交流の促進】

- ・ 産業・観光などの相互交流の主体となる。

【地域間連携の推進】

- ・ 特に、経済成長のけん引に資する具体の連携事業を実施するにあたり、企業等は共同で取り組む主体となる。